

企画趣旨

中山信弘

現在、デジタル技術の急速な発展により社会は大きく変わりつつあり、この変化は、後世、産業革命を凌駕するほど大きい変化と言われるであろう。しかも産業革命は、18世紀後半から19世紀までの半世紀以上にわたる長い時間を掛けての変革であったのに対し、このデジタル技術による革命は、はるかに短い期間に、かつより大きな、我々が経験したことのないような変化を遂げつつある。過去何回かAI元年と言われたことがあったが、深層学習（ディープ・ラーニング）を中心とした今回の変化は、おそらく本物であろう。

このデジタル技術による大変革は、産業や政治を始めとした社会全体の形態を大きく変え、そしてそれにより人々の意識も大きく変わるであろう。ラジオやテレビの出現により人の意識も大きく変わったが、デジタルによる人の意識の変革は更に大きなものとなるであろうし、人の意識の変化が更に大きな社会の変化をもたらすであろう。この変化は情報革命とも呼ぶことができようが、それにより情報の意味から保護の形態まで大きな変革の波を受けることになる。情報に関するあらゆる制度が変革の波に洗われることになるが、その中でも知的財産法は特に大きな影響を受けることになる。知的財産法とは、財産的情報の創作者に独占的な使用権を与えて更に新たな情報を生み出すインセンティヴとし、社会の情報の豊富化を図るために法制であるために、情報の創作や流通形態が変われば知的財産法のあり方も変化せざるを得ない宿命を負っている。特に著作権法や特許法は、最先端の技術に関連している分野であるという性質上、法律のなかでもデジタルの大きな波

を受けることは必定である。

知的財産法のうち創作法と呼ばれる分野、具体的には特許法と著作権法は、現行法では、『人』が創作行為をなし、その成果を保護するという立て付けになっている。それは余りにも当然のこととされているが、現行法の立法時には、人以外が創作的な行為をするということなどは考えられなかったからである。現行法制の下でも、猿がカメラで自撮りをした結果、偶然立派な写真が撮れてしまつたような場合の権利関係はどうなるのか、といった限界的事例は存在しているものの、現行法では猿に人格は求められず、猿が撮った写真には著作権は成立しないという結論になりそうである。このような特殊な事例は興味深いものではあるものの、社会に与える影響は小さく、主として学者の議論の対象にすぎなかった。

ところが近年では、人工知能（AI）が急速に発展し、特に深層学習の発展は凄まじく、いずれは人の頭脳を超えるとも言われており、人が関与しない場合でも『著作物らしきもの』が生成されてしまう場合も起こりうる。例えば、「The Next Rembrandt」プロジェクトでは、レンブラントの全作品364点をデータ化し、ディープラーニングアルゴリズムを用いてコンピュータに学習させ、3Dプリンターを使ってレンブラント風の絵（これは誰が見てもレンブラントの絵のように見えるが、実際にはレンブラントはこのような絵を描いてはいない）を描いた事例がマスコミを賑わせたが、このような事例は今後激増するであろう。産業的には、AIを用いた自動運転や投資判断が大きく報道されて